

# KEIBUN友の会 会則

第1条(名称) 本会の名称は「KEIBUN友の会」とします。
第2条(目的) 本会は会員相互の親睦をはかるとともに地域文化の普及と創造活動を通じて豊かで潤いのある暮らしづくり、自然と調和のとれた郷土づくりと、文化創造のための諸活動に寄与することを目的とします。
第3条(事務局) 本会の事務局は、大津市浜町1番38号 株式会社しがぎん経済文化センター内に置きます。
第4条(会員構成) 本会は、個人会員、法人会員、法人従業員会員(以下、併せて「本会員」といいます)および家族会員(本会員入会時に登録された同居の家族1名をいいます)により構成します(以下、本会員、家族会員を総称して「会員」といいます)。
第5条(年会費) 本会員の年会費は無料とします。
第6条(入会申込) ①本会への入会申込書は、本会事務局(以下、「事務局」といいます)で取り扱うものとします。なお、滋賀銀行本支店で申込を取次ぎます。 ②家族会員、法人会員および法人従業員会員の新たな入会申込は、受け付けておりません。 ③入会申込は一人一口限りとします。
第7条(会員証) 本会は、会員に会員証を発行します。本会の定める施設、催物等をご利用の際には、所定の窓口または係員に会員証を提示してください。
第8条(会員特典) 会員は、株式会社しがぎん経済文化センターのホームページに記載されている各種特典を利用できます。
第9条(届出事項の変更) ①本会員は氏名、住所、電話番号、登録済家族会員、その他本会に届け出た事項に変更があった場合には、直ちに所定の書面により本会に届け出るものとします。 ②会員が前項の届出を怠る等その責めに帰すべき事由により本会からの送付物が延着または到着しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。
第9条の2(反社会的勢力等の排除) ①反社会的勢力との取引拒絶 個人会員は本会員および家族会員が、法人会員または法人従業員会員は本会員および当該法人の役員等が、次項②AからCのいずれにも該当しない場合に入会することができ、次項②AからCの一にでも該当する場合には、事務局は入会をお断りするものとします。  ②会員資格の停止、強制退会 個人会員は本会員および家族会員が、法人会員または法人従業員会員は本会員または当該法人の役員等が、次の各号の一にでも該当すると事務局が判断し、本会員の資格を継続することが不適切である場合には、会員資格を停止し、または本会員に通知することにより退会させることができるものとします。なお、この退会によって生じた損害については、当社は責任を負いません。また、この退会により当社に損害が生じた場合には、その損害額を支払ってください。  A. 友の会入会申込時に行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合 B. 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、これらを「暴力団員等」といいます)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合 a. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること b. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること c. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること d. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること e. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること C. 自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合 a. 暴力的な要求行為 b. 法的な責任を超えた不当な要求行為 c. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 d. 風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 e. その他上記aからdに準ずる行為
第10条(退会) ①本会員は、所定の書面により本会に届け出ることにより、いつでも本会から退会することができます。 ②本会は、本会員が本会の会則に反したとき、その他会員の退会を相当とする客観的事由が生じたときは当然に、第9条の2②AからCのいずれかに該当したときは本会員に通知することにより当該会員を退会させることができるものとします。 ③前2項により本会員が本会を退会したときは、その家族会員も同時に、かつ、当然に退会となります。 ④退会した会員は、会員証を本会に返却するものとします。
第11条(会則の変更) 第1項 この会則の各条項その他条件は、経済情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当社ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。 第2項 前項の変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。